

役員報酬支給規程

一般財団法人日本視聴覚教育協会

(目的)

第1条 一般財団法人日本視聴覚教育協会の役員報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、会長及び常務理事をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

2. 会長の報酬については、諸条件を勘案して適正な報酬額を策定し決定する。

3. 常務理事の報酬については、以下のとおりとする。

(1)平成25年7月1日改正の報酬年俸9,000,000円を参考に、諸条件を勘案し適正な報酬額を策定し決定する。

(2)職員から常務理事になったものの報酬は、満65歳に達した年度の3月末日に至るまでの間は、(1)の報酬年俸を適用する。また、満65歳を超えて引き続き常務理事の任を務める場合の報酬は、(1)の報酬年俸の3分の1を基準として決定する。

(通勤手当)

第4条 役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬及び通勤手当の支給等)

第5条 役員報酬及び通勤手当の支給等に関する細部事項については、職員給与規程第3条、第4条、第5条及び第20条を準用する。

(補足)

第6条 この規程の運用に関する細部事項については、評議員会にて定めるものとする。

附 則

1. 平成10年1月1日 施行
2. 平成25年7月1日 改正
3. 令和3年1月1日 改正